

Title	私有林を繞る争論の一例：下野国都賀郡大久保村
Sub Title	Dispute over privately owned forests : the case of Okubo-mura
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1956
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.49, No.2 (1956. 2) ,p.98(18)- 105(25)
JaLC DOI	10.14991/001.19560201-0018
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第五集)
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19560201-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

私有林を繞る爭論の一例

— 下野國都賀郡大久保村 —

金 丸 平 八

近世封建社會に於ける「林野の在り方」、即ち、林野を繞る諸規制・諸慣行並びに、その利用形態等に關する實態の究明が、種々の角度から長い年月に亘つて行はれて來たことは周知の通りである。それにも拘らず、現在に至るまで、尙、究明の手を逃れ續けてゐる事柄も決して尠くない。我々は、この一例として、私有林野個人有林野に關する諸問題—その形成過程及び管理經營の推移等—を擧げることが出来る。特に、私有林野が、農業生産と密着した採草地としてではなく、林木生産に主力を置いた林地^(註一)山林である場合、この傾向は極めて顯著であるやうに思はれる。恐らく、その原因の大半は、所謂「資料的制約」に歸せらるべき性質のものであらう。

然し、その他面に於て、私有林の理解が、謂はば、常識論的處理に委ねられ、基礎的研究への努力を缺いてゐたことも否定し得ない事實である^(註二)。それ故、我々は、私有林を知る爲の初歩的操作として、下野國都賀郡大久保村に於ける若干の事例—資料的に不完全であり、且

つ、その内容も決して特異ではないが—を紹介してみたいと思ふ。擬て、大久保村の、村としての歴史、即ち、農業に於ける生産構造の變遷、階層分化の推移等についてであるが、我々は、これに關する確定的な資料に恵まれてゐない。唯、僅に、その支配形式が、周邊の諸村落と等しく、幾人かの所領—概ね、四名^(註三)五名^(註四)—に分割統治^(註五)分給されてゐたことを知り得るのみである。

次に、本稿に於ける中心的人物の一人、名主佐左衛門について簡單な説明を加へてをかう。

佐左衛門(後に「中野」の姓を冠す^(註六))は、主として、藪三郎左衛門の支配に屬する大久保村の名主として現はれて來るのであるが、この家は、佐助・佐左衛門・佐右衛門を稱し—順序は、必ずしも一様ではない—舊くから、藪家の支配地に於ける名主役を勤めて來たやうである^(註七)。従つて、周邊村落の名主達とも、血縁を以て結ばれてゐたことはいふまでもない。更に、佐左衛門は、文政七年(一八二四年)「去ル辰年(文政三年—筆者註)御用金被 仰付候節白賃日久保—筆者註)村合戰場村御割合之分も右村々ニ而調達致兼私^(註八)才

覺被 仰付無據私方ニ而所々々五兩拾兩ツツ借入都合金四拾兩調達相納」亦、永野川改修に據金するなど、その經濟活動も頗る活潑であつた。私見によれば、佐左衛門の聲威が名實共に具はつた時期は、文化一二年(一八一五年)「名主條八儀去十一月中死去いたし候ニ付諸役之儀者神主伊賀梓芳司^(註九)被 仰付尤同人者末々小兒之儀ニ付父伊賀^(註十)後見被 仰付候然處同人儀者神掛^(註十一)候ニ名主役等相勤候而茂給々村役人共御用筋并諸相談ニ至迄、和合不仕候^(註十二)との願書を、「四給總代 藪三郎三衛門知行所 組頭 佐左衛門」(傍點筆者)名儀で提出し、芳司に替り、名主役の地位を占むるに至つた時であつたと考へられる。それ故、天保四年(一八三三年)頃の佐左衛門は、村内に於て、かなり強固な地位を築いてゐたとみて差支へない。

(註一) こゝでは、「分附山・地付山」等の名稱を以て呼ばれる、田地付山を想定した。

(註二) 「山林と云ふものは、永い間私有と云ふものはなく、昔は總ての共同財産・共同使用地としてゐた」(大日本山林會報 第三四〇號—明治四年三月刊—)七頁。川瀬善太郎氏講演。は暫く措くとしても、所謂「部落有林野」を除くならば、山林への關心は、非常に稀薄であつた。

(註三) 現在は、栃木縣下都賀郡寺尾村字大久保である。

(註四) 即ち、檢地帳・高反別取調帳等、村落構造を解明する具體的資料が缺除してをり、且、之を補ふ他の諸著作・諸統計等にも接することが出来なかつた。従つて、

享和三年(一八〇三年)・米六拾俵一斗七升四合(但、四斗入)、

私有林を繞る爭論の一例

永拾貳貫三百拾三文九分を年貢米・永として納入したこと、及び、天明四辰年二月(一七八四年)・「高四百九拾六石餘・大久保村」

との記事を掲げるに止めてをく。

(註五) 一般的にいへば、山本筑前守、蟻川善九郎、林式部、藪主計の四領主を原則とし、根來内膳を加へた、所謂「四給乃至五給」の地であつた。

(註六) 明治五年頃の文書に、名主中野佐右衛門と記入されてゐる故、第二節に引用した諸文書を参照し、かゝる表現を用ひた。

(註七) 然し、代々一貫して名主役の地位にあつたとはいひきれない。例へば、

「年恐以書付奉願上候

一、野州都賀郡大久保村名主佐助、佐右衛門、義當五ヶ年以前末年右佐助方^(註八)筆養子ニ來リ候處始終同人与間柄不宜依之佐右衛門義離縁仕度^(註九)候へ共、佐右衛門義身分不持を差置養父^(註十)對し品々難澁申掛^(註十一)殊ニ差越御願等茂仕候段旁以不輕義ニ付^(註十二)佐助方^(註十三)佐右衛門を及離縁同人身分相立候様^(註十四)對談仕候間御慈悲を以御吟味是迄ニ而一件御下^(註十五)被成下置候様一同御間濟之趣奉願上候以上

御知行所

野州都賀郡大久保村

名主 佐助

筆 養子

訴訟人 佐右衛門

一九 (九九)

相手方 佐 助

同州同郡所内村

享和三亥年 正月廿九日

右佐助親類
村役人惣代
名主

太郎、左衛門

御地頭所様

御役所

前書之通御願御開濟被成候ニ付爲取替置申候以上

(傍點筆者)

に示された家庭的諸事情は、一時的ではあれ、名主役の引退を餘儀なくさせたのであらう。この前後の時代には、佐助・佐左衛門とも名主役として現はれて来ない。資料に據れば、文化一二年・組頭・佐左衛門、次で、文政七年・名主・佐左衛門とあるが故に、佐左衛門は、本文記載の事件を境に、名主役に就任したと思はれる。(註八) 例へば、次の文書參看。

「一札之事

一、此度御普請御願仕候所御普請役様御見分被成下候處何様ニ被仰附候而も諸入用ハ不及申人馬等差支なく差出し可申候(略)
文化九年

申十二月

一、二口持
一、壹口持

佐 左 衛 門 印
權 左 衛 門 印

(傳) 右 衛 門 印
七 左 衛 門 印

一、寄合壹口持
(以下、略)

二

ところで、佐左衛門は、天保四年二月、次の訴訟を行つた。即ち、「乍恐以書付奉願上候

御知行所

野州都賀郡大久保村

名主

伐木出入

願人 佐 左 衛 門

年寄

相手 民 藏

右願人名主佐左衛門奉申上候私所持字和田小澤山林之内相手年寄民藏伐木致候趣當月十五日及聞候間罷越シ見届候處凡拾四間長九五間程之處雜木伐取有之民藏ニ相尋候處同人方ニ而伐木致候而宜敷場所ニ候間右懸掛候義ニ而爲 有之候ハ勝手次第可致旨申聞右者木數も多分之義ニ而最早大概持運有之候尤山續民藏所持荒畑ニ候へとも境ニウへ木植置能與境目相分有之候へハ全以理不盡之致方難心得難義至極ニ御座候何卒以 御慈悲民藏被召出理不盡之始末御吟味之上木品相返し以來右懸之義不致様被仰付下置候様備奉願上候

御知行所

野州都賀郡大久保村

名主

天保四巳年二月

御地頭所様

佐 左 衛 門

御役所

(傍點筆者)

これによれば、争論の對象が、林木をも含む土地ニ山林の所有權に置かれてゐたことは明らかである。ともあれ、この事件は、合戰場宿の名主東三郎の斡旋によつて、一應解決の方向に向つた。然し、こゝで注意すべきことは、斡旋役である東三郎が、當時、佐左衛門の債務者として現はれてゐることである。従つて、東三郎によつて示された調停案が、佐左衛門に有利な要素を含んでゐたであらうことは想像に難くない。いま、このことを念頭に置いて調停案を検討してみやう。

「差上申濟口證文之事

御知行所野州都賀郡大久保村名主佐左衛門ノ年寄民藏ニ相掛伐木出入御願申上 御差紙頂戴相付相手方ヲ返答書差上當時御吟味中ニ御座候處熟談内濟仕候趣意左ニ奉申上候

一、右出入及掛合候處佐左衛門所持字若林山民藏方ニ而伐木いたし候儀者山境及争論候故之儀ニ而右山地者元來民藏ノ佐左衛門方ニ質地ニ受取置候地所ニ候間扱人取斗を以字若林山質地代金四兩三分右地續ニ字裏山質代金貳兩三分貳朱合七兩貳分貳朱長達致不殘佐左衛門方へ受取民藏方ニ地所受展し立木之分ハ不殘佐左衛門方へ伐取候管且字堂下畑之土手長六拾貳間餘幅四間餘之處是又扱人取斗を以已來佐左衛門進退具相心得管右伐木いたし候分ハ申争ニ付木品扱人費受其餘申争行違之儀者扱人

私有林を纏る争論の一例

是又實取至極熟談納得仕偏ニ御威光難有仕合ニ奉存候以上

御知行所

野州都賀郡大久保村

願人 名主

佐 左 衛 門 印

天保四巳年三月

相手 年寄

民 藏 印

扱人 合戰場宿

東 三 郎 印

御知行所様

御役所

(傍點筆者)

この結果、我々は、さきに述べた調停案に對する豫想の正しかつたことを知るのである。それは、民藏が、何如に「扱人之取斗」を期待し得るとはいへ、金七兩貳分貳朱の返済を強要され、然も、伐木の完全な取得は、これを留保されてゐるにも拘らず、佐左衛門は、貸金の回收を確保し、加ふるに、立木の處分權ニその數量の程は不明であるが、さへも獲得してゐる事實が、餘すところなく物語つてゐる。乍然、佐左衛門は、この調停案ニ恐らく、その強制力ニ十分な信頼を寄せることが出来なかつたのであらう。それ故、より具體性に富み、且つ、より強制力を具へた、左の如き文書を、民藏との間に取替したのである。

「入置申議定證文之事

一、貴殿方「字若林山壹割代金四兩三分裏山壹割代金貳兩三分貳朱」而實地「相渡置候處今般對談之上右貳」所共請戻申候管取極候へ共實地代金不殘調達致兼候間今般金四兩相渡殘金借用申處相違無御座候然上者來ル十月晦日迄右金返濟可申其節若林山者立木不殘御伐取裏山之儀、杉松、御伐取被成凡六年位相立候若木之分者其儘、致置裏山證文壹通相添貳、所共地所御渡可被申爲後日入置申儀定依、如件

天保四巳年三月廿八日 年寄 民 藏印
合戰場宿 請人 東 三 郎 印

佐左衛門殿

(傍點筆者)

この文書が、佐左衛門の債權保全を目的として作成されたことは改めて述べるまでもない。特に、同日附の文書を以て、佐左衛門が、民藏に對する年貢未納金の請求を放棄してゐることは、こゝに記した「債權」の内容が、決して單純でなかつたことを意味してゐる。更に、この文書で興味あることは、山林の四至が示されず、單に「壹割」なる表現が用ひられてゐることである。勿論、山林實買乃至質入證文に於て、四至の記入は、慣行としてでも、必須條件であるなどと考へることは、大きな誤りである。特に、この場合は、兩者共に當該山林を悉知してゐたであらうから、必ずしも四至を必要としてゐなかつたと解すべきであらう。反之、「壹割」なる表現のもつ内容を適確に把握することは甚だ難しい。乍然、後年、大久保村に於

て私有林の交換を行ふに當り、「双方(當該所有者)井兩組合立會之上境取究」を實施してゐる事實は、兩組合が、純然たる證人的立場を超へた存在であることを暗示してゐるのではあるまいか。従つて、若し、この推論が認められるならば、「壹割」なる言葉は、單なる「山林の一部」と解すべきではなく、むしろ、事實上私有化された山林に對しても、尙、その所有權乃至利用權を制限するが如き、何等かの共同體的諸規制が行はれてゐたか、或ひは亦、その形骸化した呼稱のみが私有林に投影してゐたか、何れかであると解釋すべきであらう。假りに前者であるとすれば、その内容・強度等の如何によつて、林木生産に力點を置く當該山林も、嚴密な意味での私有林と呼び得ない場合も生じて來る。こゝに於て、我々は、短時日の現地調査ではあつたが、そのとき聽取した「大久保村は耕地に恵まれず、村民の生活は、山稼(製炭・薪・小枝の採集等を含む廣義の概念である)と治水とによつて、大きく左右されてゐた」との一言に重要な意義を見出すのである。然し、この問題についての確定的回答は、これを他日に譲らざるを得ない。蓋し問題が重要であればそれだけ、より充實した資料的裏付けが要求されるからである。既に述べた如く、東三郎の調停及び、これに續く佐左衛門との質入契約によつて、伐木出入に關する民藏の立場は、一層弱體化された。それ故、民藏がそれ等諸負擔に堪へかね、屢々、質代金の延納を申し入れたであらうことは、疑ふ餘地がない。一方、佐左衛門にとつて、かゝる事態の發生は當然豫想されたことであつた。従つて、民藏の質金未納及びその延納申入れに對しては、直ちに訴訟を以て應じたのである。この結果、再び、東三郎及び梅澤村源二郎が仲介

に立ち、次の如き妥協が成立した。

「爲取替濟口證文之事

當四月中名主佐左衛門持山年寄民藏義伐木いたし、渡及出入於御地頭所双方御吟味中扱入立入熟談相整御濟口差上候處尙又今般双方行違意氣地、相成及爭論佐左衛門御訴申上早速御聞濟被爲遊御差紙頂戴仕候處先般立入扱入出府いたし一先御願下仕行違之廉之取扱候趣意左、御座候

一、名主佐左衛門取之山先儀定者來十月迄、浮木收納可仕候處及再論收納手遅れに罷成候所殘金三兩貳分之内當節壹兩貳分訴訟方へ受取浮木之儀者來、四月迄、收納可致管且殘、貳兩之儀者訴訟方にて者收納濟之節可受取旨申立候且相手方にて、來暮貳兩皆濟可申趣申立候、付此段扱入申立候處訴訟方申口、尤之儀、相聞候間扱入取斗可申段被仰付候間前書收納濟之節貳兩金、扱入相渡可申管尤山收納之義者炭、崩し牛馬入込候共故障無之様(以下、略)

前條之通至極納得熟談仕候上者相互、意趣遺恨等無御座候然、上者已來何事、不寄相談之上取斗可申候依之一同連印濟口證文爲取替申候處如件

年寄 民 藏印
百姓 直 之 丞 印
同 庄 八 印
梅澤村 扱入 源 二 郎 印
天保四巳年八月 合戰場宿

私有林を繞る爭論の一例

二三 (一〇三)

佐左衛門殿

同 東 三 郎 印

(傍點筆者)

即ち、佐左衛門は、壹兩貳分を受納し、更に、殘金についても、「訴訟申口尤之儀」と、その主張を貫徹することが出來た反面、民藏の希望は全面的に拒否されたのである。この處置は、事件の性格を「双方意氣地、相成及爭論」と認定した扱入達にとつては、極めて當然の歸結であつたかも知れない。然し、それだからといつて、かゝる措置が、事件の完全な解決を齎し得たか否かは疑問である。唯、これ等條項の履行を強ひられた時、民藏の苦難は、いよいよ激しくなつてゐたことであらう。それ故、この事件を一つの契機として、民藏は村役人たる地位を喪失し、遂には、佐左衛門に隸屬して行く、といふが如き事態も決して想定し得ないでもない。事實、嘉永六年二月(一八五三年)には、尻内村磐右衛門等を相手に拾九兩壹分の貸金返済を請求した文書に、「右訴訟人佐右衛門煩、付右代召仕民藏奉申上候、幸藏、利左衛門、重藏、新右衛門、千藏、磐右衛門右六人者佐右衛門祖父佐左衛門貸遣候處」(傍點筆者)と、民藏の地位が明記されてゐる。勿論、この資料のみを以て、直ちに、經濟的破綻、山林の喪失、隸屬關係の發生なる推論を行はうなどとは思はない。唯、民藏の場合には、かゝる經路の一端に山林が位置し、然も、重要な役割を果してゐたことが認められるのである。従つて、その限りに於て、私有林を繞る一聯の動向が、所有者の經濟的諸關係を窺ふ爲の、一つの手懸りを提供してゐるといつて差支へないであらう。それ故、我々は、所謂、林野利用の具體的内容と同時に、個々

の山林それ自體に附屬した諸事實を、より詳細に検討して行く必要があるのではなからうか。

何れにせよ、我々は、平凡な内容を持ち、且、その數も誠に不十分な資料を紹介し、そこに描き出された諸事實の中から、私有林の實體解明への端緒を求めんとしたのである。それ故、伐木出入を中心に、それが如何に處理され變貌して行つたかを明らかならしめやうと努力した。乍然、その結果の貧しさは覆ひ得ない。努力を重ね後日を記したいと思ふ。

〔附記〕こゝに使用した資料は、全て、慶應義塾大學經濟學部研究室に保管されてゐるものである。

(註一)

「乍恐以書付奉願上候

御知行所

野州都賀郡大久保村

名主

願人 佐 左 衛 門

立替金出入

同州同郡合戰場宿

名主

相手 東 三 郎

御知行所野州都賀郡大久保村名主佐左衛門奉申上候同郡合戰場宿名主東三郎儀去ル文政十三寅年(一八七二年)筆者註)十二月中金子要用ニ付貸與候様申聞候得共手元ニ無之相斷候處達而無心申

開候間、懇意之間、柄難、歎、同郡尻内村五郎左衛門方ニ而金拾兩借いたし右東三郎ニ貸遣し候處濟方不仕(以下略、傍點筆者)

御知行所

野州都賀郡大久保村

名主

願人 佐 左 衛 門 印

天保九戌年(ムシクヒ)月

御地頭所様

御役所

(註二)

「差上申濟口證文之事

大久保村名主佐左衛門方年寄民藏ニ相懸り同人儀去ル末年(文政六年・一八二三年)筆者註)追々御年貢金貳分未納いたし度々懸合候而も不納罷在候段申立 御差紙頂戴相付民藏方茂返管書差上當時御吟味中ニ御座候處一鉢一生ニ心得方行違候故之儀ニ而今般放人立入懸合之上行違之段夫々相分り、差引相濟双方無申分熟談内濟仕(以下略、傍點筆者)

御知行所

野州都賀郡大久保村

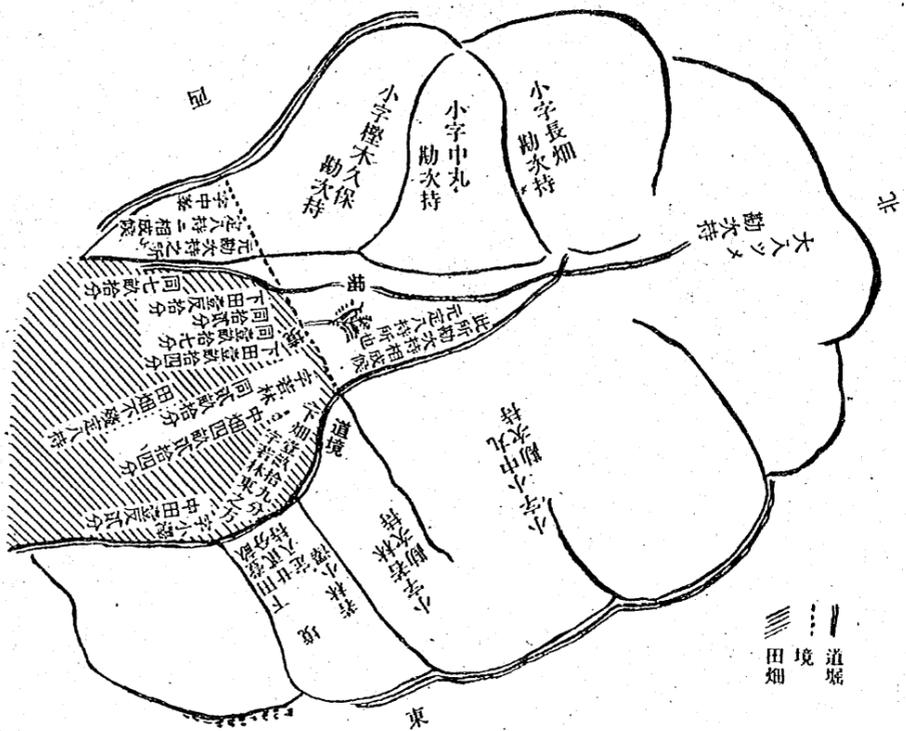
名主

願人 佐 左 衛 門

天保四己年三月二八日

年寄

相手 民 藏



私有林を纏る争論の一例

御地頭所様

御役所

(註三) この文書は、私有林交換の一典型とも考へられるので、次にその全文を掲げてをく。(上圖参照)

「爲取替添證文之事

右者大入山境之義者双方并兩組合立合之上境取究申候處東之方若林山小澤 与里峯道江見通ニ裾通り者小澤 乃道境西之方中峯乃柳株乃道迄尤是迄中峯中野勘次所持澤通り者福富定八持ニ候處此度相互ニ勝手都合宜敷譯ニ付地取替仕中奉定ハ持澤通り者勘次持與相定申候且御祝賀等之儀者是迄之通互ニ上納可致候管ニ而地替等仕候處然上者右繪圖面之通り無相違ニ付向後違亂無之多免依組合連印致取替地爲相替添書如件

明治五亥申五月

福 富 定 八 印

組合

福 島 勘 三 郎 印

名主 中野勘次様

(註四) 尙、現地調査の結果は未整理の爲、この点については敢へて推測を差控へた。後日補足し、完璧を期したいと考へてゐる。

(註五) 天保四年以降、種々の文書から民藏名前は完全に消へてゐる。尙、附言すれば、佐左衛門・民藏に關する所謂「系譜」を精査しない限り、本文の如き記述はかなり危険である。然し、この点については、現地調査の結果、概ね誤りないとの證言を得た。